

国の行政機関におけるクーリングシェルターへの指定に関する情報収集結果

令和8年8月5日
中部管区行政評価局

！ 情報収集の背景

- ✓ 近年、熱中症による被害が深刻化。国は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）を改正し、熱中症対策の取組の一つとして指定暑熱避難施設（市町村長が指定。以下「クーリングシェルター」という。）を全国に普及させようとしている。
- ✓ 一方、総務省の行政相談において熱中症対策の強化を求める国民の声が複数あり。そこで、名古屋市内に所在する国の行政機関の庁舎の指定状況を確認したところいずれも未指定。その背景に、同市から国の行政機関への働きかけ方が分からないとの声あり
- ✓ こうした状況を踏まえ、クーリングシェルターの指定促進を図る観点から、国の行政機関の取組状況、指定に当たっての課題及び対応例等について、情報収集を実施

📋 情報収集の結果

- 愛知県内の3市に情報収集したところ、3市とも国の行政機関の庁舎を指定することを希望していたが、「国へ依頼するのに心理的なハードルがある」、「合同庁舎の場合、どの官署に依頼すればいいのかが分からない」など、働きかけをちゅうちょしている実態あり
- 庁舎を管理する国の行政機関5機関に情報収集したところ、指定について前向きな機関がみられた一方で、制度を詳しく認識していなかったことや、市町村から依頼がなかったことにより、指定に向けた取組は未実施。また、指定されることについて、開放条件や運用等について懸念を示す意見あり
- このような状況から、東海3県（愛知県、岐阜県、三重県）の市町村で、国の行政機関の庁舎をクーリングシェルターに指定しているところはなかったが、当局による情報収集を契機に、今年度供用開始された名古屋第4地方合同庁舎が7月31日に指定。また、愛知労働局も管内の開放可能な労働基準監督署やハローワークについて、指定に協力する意向

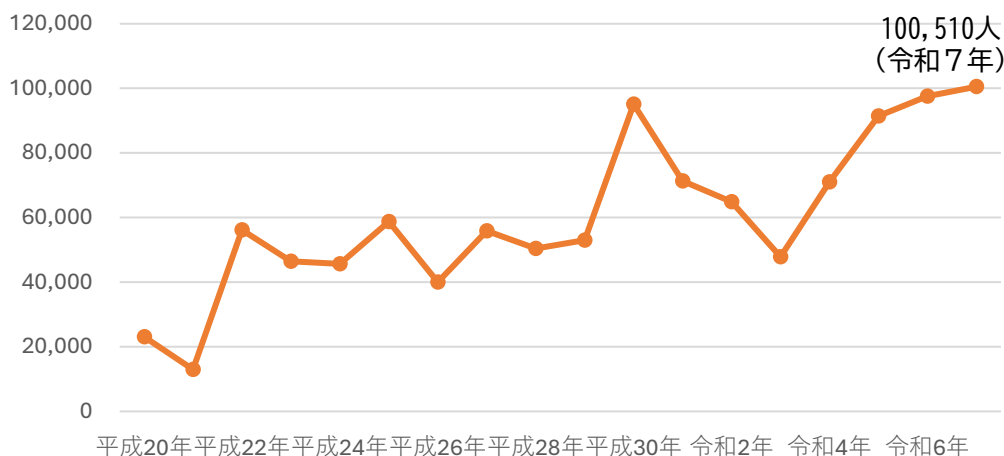
👤 当局の対応等

- ◎ クーリングシェルター指定促進のため、環境省中部環境局と協力して、庁舎を管理する国の行政機関や市町村に対し、①今回の情報収集により整理した「指定に当たって気になる点や懸念点に関する参考情報」を提供し、②制度の周知や指定に向けた働きかけを行うとともに、取組の進捗状況について、来年春を目途にフォローアップを行う予定
- ◎ 本情報収集結果を総務省本省を通じて環境省に情報提供することにより、今後、環境省及び地方環境局が中心となって、国の行政機関等への働きかけが進むことを期待。また、国の行政機関の庁舎のクーリングシェルター指定が進むことにより、他の公共施設、民間施設への波及効果を期待

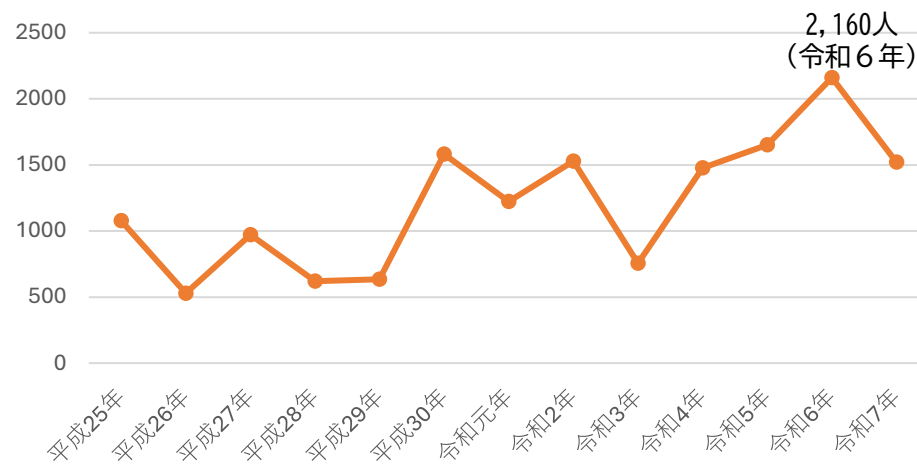
1. 熱中症被害の状況

- ✓ 近年、熱中症による被害は深刻化しており、熱中症による救急搬送人員や死亡者数は増加傾向
- ✓ 熱中症による救急搬送人員は令和7年に100,510人、死亡者数は令和6年に2,160人と、いずれも過去最多を記録
- ✓ 今後、地球温暖化の進行により極端な高温の発生頻度も益々増加し、熱中症被害がさらに拡大するおそれ

熱中症による救急搬送状況（全国）



熱中症による死亡数（全国）



(注)1 消防庁「令和7年(5月～9月)の熱中症による救急搬送状況」を基に当局で作成
2 平成20年及び21年は5月分～6月分の調査データなし、22年～26年は5月分の調査データなし

(注)厚生労働省「人口動態調査」を基に当局で作成。令和7年は概数。

2. クーリングシェルター制度の概要

- ✓ クーリングシェルターとは、気候変動適応法に基づき、熱中症特別警戒情報（注1）が発表された際に、住民が暑さをしのぎ健康被害を防止するための避難施設
- ✓ 市町村長は、同法に基づき、適切な冷房設備等の基準（注2）を満たす施設をクーリングシェルターとしてあらかじめ指定
- ✓ 市町村以外の者が管理する施設を指定する場合には、開放可能エリア、開放可能日及び時間帯、受入可能人数等を定めた協定を施設管理者との間で締結
- ✓ 指定を受けた施設は、熱中症特別警戒情報の発表時に、協定の定めどおりに施設を開放する義務あり
- ✓ 一部の市町村では、熱中症特別警戒情報の発表時以外にも利用可能な施設として運用する例あり
- ✓ 全国のクーリングシェルター施設数は、令和6年の12,860施設に対し、7年は23,311施設と、大きく増加（注3）

（注）1 熱中症特別警戒情報：都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点（一部の地点を除く）における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合等に環境省及び気象庁から発表される。なお、令和6年度の運用開始以降8年6月末現在まで発表実績はない。

2 国が定める施設の指定基準は次のとおり。市町村によっては、独自に基準を追加しているところもある。

- ① 適当な冷房設備を有すること
- ② 施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは当該施設を住民その他の者に開放することができること
- ③ 住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること

3 環境省の調査結果による。



愛知県三の丸庁舎に設置されているクーリングシェルター（名古屋市）

指定に当たって 気になる点や 懸念点に関する 参考情報



指定暑熱避難施設
クーリングシェルター
COOLING SHELTER

目次

1	クーリングシェルターの需要について	．．．．．6
2	セキュリティ上の課題について	．．．．．7
3	開放条件について	．．．．．8
4	必要な物品、設備について	．．．．．9
5	利用者への周知について	．．．．．10
6	協定の締結について	．．．．．11

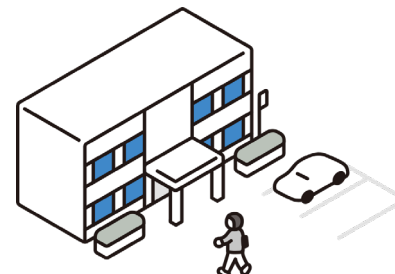
1 クーリングシェルトーの需要について

国の行政機関の庁舎について、クーリングシェルトー指定の需要はあるのか。



参考情報

- 当局が愛知県内の3市から情報収集した結果、いずれの市も国の庁舎をクーリングシェルトーに指定したいとの意向がありました。
他方で、情報収集した市からは、「自治体から国へは依頼しづらい」、「合同庁舎の場合、どの官署に依頼すればいいのかが分からない」等の意見があり、指定の意向は持っているものの、国の行政機関への働きかけをちゅうちょしている実態がみられました。
- また、クーリングシェルトーは、猛暑時でも外出者が多く見込まれる民間の商業施設だけを指定しておけばよいというのではなく、熱中症が、いつどこで発症するか分からない状況に鑑みれば、より多くの住民が一時的に暑さをしのぐことのできるスポットを全国的に拡大していくことは重要です。
- さらに、国の庁舎をクーリングシェルトーに指定することは、直接の需要そのものよりも、国自ら熱中症対策を推進する姿勢を示して民間や自治体への波及効果を生むといった「象徴的役割」が大きいと考えます。
- このような状況を踏まえると、国の庁舎をクーリングシェルトーに指定する一定の意義や効果はあると考えます。



2 セキュリティ上の課題について

庁舎内にセキュリティゲートが設置されており、用務のない者は入館できないようになっている。クーリングシェルターに指定されると、利用者が誤って機密文書を取り扱う執務室に入室してしまうなどセキュリティ上問題が生じるのではないか。

参考情報

- 市町村長は、当該市町村以外の者が管理する施設をクーリングシェルターに指定しようとするときは、当該施設の管理者との間で協定を結ぶこととされており、協定には、開放可能日及び時間帯、受入可能人数、施設内の具体的な開放場所等を盛り込むこととされています。

※ 詳しくは「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き」(令和6年2月27日環境省大臣官房環境保健部。以下「手引き」という。)を参照

- また、市町村長は、クーリングシェルターを指定した際は、①クーリングシェルターの名称、②所在地、③開放可能日時、④受入可能人数を公表することとなっています。
- 当局が情報収集した愛知県内の3市の中には、上記に加えて施設特有の注意事項を個別に記載して公表している例もあり、「利用する場合は警備員に声をかけること。」といった利用上の注意を記載している施設もあります。
- セキュリティ上の懸念がある場合、例えば、協定締結時に開放場所をセキュリティゲート外のスペースとしたり、市町村による公表時に施設利用上の注意事項を記載するなどの対応も可能と考えられます。



3 開放条件について

- ・ 休憩スペースが狭く、開放可能なスペースがほとんどない場合でも指定の余地はあるのか。
- ・ 手続等を行う他の来庁者の利用に支障がない範囲内で指定することも可能なのか。
- ・ 土日祝日や夜間など閉庁している時も開放しないといけないのか。

参考情報

- 前述のとおり、具体的な開放場所を協定で定めることができます。このため、業務に支障が生じない場所を指定することが可能です。
- また、クーリングシェルターについては、「提供する部分について必要かつ適切な空間を確保すること」が施設要件の一つとなっていますが、手引き（前頁※参照）では、施設の大きさではなく、協定で締結した受入可能人数に応じた滞在可能な空間を確保すればよいとされており、特に面積の要件は示されていません。
- 当局が情報収集した愛知県内の3市では、「受入可能人数が少人数であってもクーリングシェルターが少しでも増えればありがたい。」としており、例えば、受入可能人数2人など小規模な指定施設もあります。
- 開放可能日及び時間帯についても、協定で定めることができますので、開庁時間等に合わせて設定し、開庁時間等に合わせて開放することが可能です。
- なお、愛知県内の3市では、利用者等と大きなトラブルに発展した例はないとしています。また、既にクーリングシェルターの指定を受けている大阪合同庁舎第2号館及び第4号館を管理する近畿財務局にも情報収集しましたが、指定後の運用継続上の課題は生じていないとしています。



4 必要な物品、設備について

クーリングシェルター利用者のため、休憩用の椅子やソファ、水分補給のための設備などを追加で用意する必要があるのか。

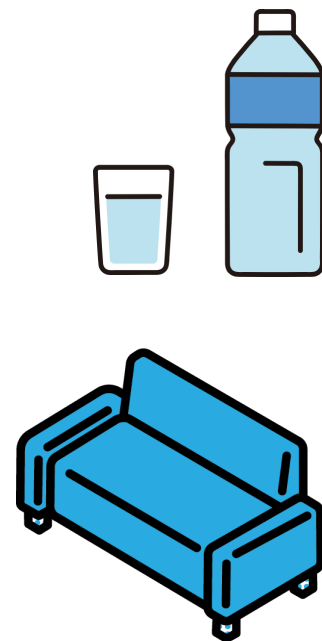


参考情報

- 国が設けている要件には、椅子やソファの設置、水分補給のための設備の整備等は含まれていません。
- ただし、市町村によっては、休憩可能な椅子の設置等を独自に要件としているところもありますので、指定を受けるに当たっては、所在地の市町村に確認することが必要です。
- なお、各市町村のクーリングシェルターの担当部署について、環境省の以下のサイトにリンク集が掲載されています。具体的な手続については、各市町村にお問い合わせください。

(参考)環境省熱中症予防情報サイト「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)・リンク集」
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_shelter.php

※「都道府県ごとの情報はこちら」より、閲覧したい地方名及び都道府県名を選択して表示



5 利用者への周知について

- ・ クーリングシェルターであることが分かるよう掲示物等を作成する必要があるのか。
- ・ クーリングシェルターに指定されていることは、どのように周知されているのか。



参考情報

- 例えば、愛知県では、クーリングシェルター指定施設に掲示する「のぼり旗」及び「ポスター」を作成し、市町村を通じて指定施設に配布しています。また、市町村によっては、独自に掲示物や啓発物品等を作成し、指定施設に配布しているところもあります。こうした掲示物を可能な範囲で掲示し、利用者に周知することが望ましいと考えられます。
- 各市町村では、市町村内の指定施設の一覧をホームページ等に掲載し、周知しているほか、独立行政法人環境再生保全機構では、地方公共団体からの登録をもとにしたクーリングシェルターマップを掲載して周知しています。



環境省のクーリングシェルター・マーク及びロゴ



愛知県の「のぼり旗」

6 協定の締結について

- ・ 管理する複数の施設を同時に指定する場合、一括で協定を締結することが可能なのか。
- ・ 出先機関の施設の指定について、上部機関名義で協定を締結してもよいか。



参考情報

- 当局が情報収集した愛知県内の3市では、自治体内に所在する民間事業者の複数の店舗の指定に当たり、本社との間で一括で協定を締結し、本社の管理職名で当該自治体の長と協定を締結した例もありました。また、県の庁舎を指定した際に、各庁舎の事情に応じた施設管理者名で協定を締結した例もありました。
- 一方、指定は市町村長が行うものであることから、施設の所在地の市町村が異なる場合は、それぞれの市町村長と協定を締結する必要があります。
- 協定の締結に係る手続を進める際は、所在地の市町村とよく相談し、施設側の事情や希望を伝えることが重要です。



【連絡先】

総務省 中部管区行政評価局 評価監視部

第4 評価監視官室

担当：宮澤、加藤、梅村

電話：052-972-7430（直通）